

## 基本方針(第5条関連)策定にあたっての提言

### <基本方針に掲げられる事項と提言内容>

#### 1. 第5条第2項第1号「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向」関係

- ①国の直轄事業による全国的な健康支援を推進すること
- ②国連の「健康を享受する権利」の視点から施策を推進すること

#### 2. 第5条第2項第2号「第8条第1項の支援対象地域に関する事項」関係

- ①国の直轄事業による全国的な健康支援を推進すること

#### 3. 第5条第2項第3号「被災者生活支援等施策に関する基本的な事項」関係

- ①東京電力福島第一原子力発電所事故による住民自身の健康管理は、国の直轄事業として位置づけ、被害に遭った住民自身の健康維持や健康管理を支援する支援策を講じるべき
- ②住民自身が常に健康状態を把握できるという視点にたつて、健康診査・健康診断事業の長期にわたる一元管理を国として実施するべき
- ③医学的な経験や知見を集約し、情報発信を行う、更には、医師、看護師、保健師等を研修するための拠点としてナショナルセンターを設置するべき
- ④先進国にふさわしい、全ての国民が共有できるデータベースの構築が必要
- ⑤国・東電は責任を持って事故収束・廃炉作業員の健康支援策を講じるべき
- ⑥医療従事者不足解消のための具体的な支援策を講じるべき
- ⑦乳幼児や児童・生徒の運動施設の充実と遊びの指導者育成の充実を図るための支援が必要